

立科町地下水保全条例を制定

上下水道係

町全域について地下水を「公水」(公の水)として位置付け、その保全に努め住みよい生活環境を確保することを目的とした、「立科町地下水保全条例」が6月の議会で承認されました。

井戸を設置し地下水を採取する場合は、

申請書を町長に提出し許可を受けなければなりません。また、許可内容を変更する場合も、申請書を提出し許可を受けなければなりません。

「立科町地下水保全条例」の主な内容は次のとおりです。

地下水採取許可基準

- ① 深さ30メートル未満の井戸の設置は、既存の深さ2メートル以上の井戸、又は湧水水源から300メートル以上離さなければならない。ただし設置しようとする井戸の揚水量が1日6立方メートル未満の井戸は適用外とする。
- ② 深さ30メートル以上の井戸の設置は、既存の深さ2メートル以上の井戸、又は湧水水源から1キロメートル以上離し、立科町水道事業の設置に関する条例第1条に規定する水道事業の水源から2キロメートル以上離さなければなら

らない。

③ 井戸の深さは地表より150メートルまでとする。

④ 排水施設が確保されていること。

⑤ 揚水量が確認できる計量器を取り付けること。

⑥ 地下水の揚水量は毎分300リットルまでとし、1日の揚水量は400立方メートル以下とする。

